

1950年代前半の財政金融政策

—戦後日本の国家と経済—

石 井 晋

1. はじめに

戦後日本における、産業発展を通じた持続的な経済成長に関して、主として政府の役割を重視する見方と、主として民間企業の経営努力と市場における競争を重視する見方がある。C. Johnson [1982] は、産業政策が広範に行われたことを念頭に置き、日本を「発展志向型国家」と規定した¹。小宮 [1984] は、政府が独特のモデルによって経済成長を追求しようとしたことは認めつつも、その効果については懐疑的である²。どちらの見方をとるにせよ、日本の産業政策をめぐる論争では、政府が産業発展を通じた持続的な経済成長を実現すべく積極的に働きかけを行ったことを前提として、その政策効果について議論されることが多かった。これに対して、K. E. Calder [1993] は、民間企業や民間銀行の戦略的主体性を強調し、政府は総体として安定志向的であって主に規制者として振る舞い、せいぜい経済発展に補完的役割を果たしたにすぎないことを指摘した³。政府の政策意図に疑問を呈したものといえる。

高度経済成長が政府主導であったのか、民間主導であったのか、いずれの理解をするにしても、現実になされた政府介入をどのように位置づけるのかということが問題となる。政府主導であったとする場合、政府が「市場の失敗」を補正する役割を果たす一方、「政府の失敗」を最小限にとどめたことが指摘される。真淵 [1992] は、通産省の産業政策が、財政金融担当の大蔵省のスクリーニングを通

して洗練された点を強調している⁴。また、Aoki, Kim and Okuno [1996] は、「政府の失敗」を抑制した制度的条件の重要性を強調している⁵。他方、民間主導であったとする場合、政府介入をどう理解するのだろうか。恐らく、「市場の失敗」を補正する役割を果たしたことは認めるものの、それ以上に行われた介入はむしろ成長にマイナスであったとされるのであろう。例えば、産業政策が一部の産業の成長率を高めたかも知れないが、全体の経済成長を高めるのに貢献したとは限らないと主張されることがある⁶。しかし、1980年代以降のメキシコ・ブラジル、あるいは近年の韓国、東南アジアと比較した場合、1950-60年代の日本は、深刻な破綻に直面せずに、持続的な高成長を実現してきたとの理解は一般的である。政府介入は相対的に有効であり、阻害作用が僅少にとどめられたとの解釈⁷も許されよう。

政府介入が有効であったとすれば、それはなぜか。この疑問に対して、Aoki, Kim, and Okuno [1996] のように制度的な側面からアプローチするのも一つの方法である⁸。しかし、制度とは、政治性を持つ種々の諸力が対立と妥協を繰り返した後に実現される一つの結果である。制度が定着し、継続性を有するとしても、背景に一定の力学構造が存在しているのであって、これが明らかにされねばならない。しかし、現代における経済政策をめぐる力学構造は極めて複雑であり、容易に明らかにできるものではない。戦後日本に関して、個別事例研究は数多く存在する⁹が、

かつての「国家独占資本主義論」が精彩を失って以後、歴史的な全体像を把握する試みは十分になされていない。背景の力学構造を明らかにしつつ、政策のあり方がどのようにして高度経済成長に結びついたのかについて、歴史的な全体像を構築することが、筆者の最終的な目的である。本稿では、できる限り当時の日本の国家の動向全体を視野に収めながら、国際関係と歴史的変化を念頭に置いた上で、利害関係者の主体的な動きに注目することで、この問題へのアプローチを試みる。

具体的には、まず、Calderが重視した政府の政策意図に着目する。戦後、高度経済成長末期までの政府が、経済成長を優先的に追求したとの理解はかなり一般的である。例えば、高度経済成長期のマクロ経済政策に関して、「国際収支その他の制度的制約のもとで成長率を極大化せよ」¹⁰というものであったと要約されることが多い。果たして、この理解は正しいのであろうか。印象としては納得の行く説明であるかも知れない。しかし、それは高度経済成長という結果から考えた一つの解釈にとどまる。また、そうした解釈をとるにしても、なぜ「成長率を極大化」するような政策を実施することができたのかについて説明が必要であるが、それについては十分にされていない¹¹。しかし、それよりもむしろ、歴史的な観点からすれば、制約条件下の最大化問題に矮小化してしまうこと自体が問題を孕んでいるように思える。なぜならば、政府は様々な機能を持っており、経済成長を常に最優先順位とするわけにはいかないからである。制約条件はあまりにも多く、長期的に一つの命題を優先することは極めて困難であったものと思われる。現実の社会では、種々の圧力団体、世論、政治家、官僚、そして外交関係が政策を規定する。国家が果たすべきであると期待された役割の中で、産業発展を通じた持続的経済成長がどの程度重視され、また具体的な発展戦略がどのように選択されて

いったのか。そうしたことが、政策の在り方に大きな影響を与えたものと考えられる。このような歴史的過程が追求されねばならない。

戦後の日本において、国家に期待された役割とは、どのようなものがあつたのであろうか。これを考えるにあたって、まず日中戦争開始前後から敗戦後占領期にかけて、日本社会全体が大きく変化したことを考慮しなければならない。

第一に、戦時期の「総力戦」体制が、労働者・小作人等の地位を押し上げた。さらに、戦時税制改革によって直接納税者が拡大し、こうした傾向は戦後インフレーションと相俟って一層強められた。国民の租税負担率が高まり¹²、一般大衆は、その多くが直接納税者となった。大多数の国民が、国家に対する請求権者としての社会的・経済的基盤を確立したものと見える。

第二に、戦後流入したアメリカ流民主主義の普及が、人々の権利意識を飛躍的に高めた。大衆は、敗戦を導いた政府に対する不信感を増す一方で、自分たちの要望を実現するために国家に多大な期待を寄せた。

第三に、戦時統制経済下において、財閥の内部資本市場や株式市場による資金調達役割が低下し、民間銀行を通じた資金調達の役割が増大した¹³。さらに、戦後の財閥解体と企業再建整備の遅れ、さらにはインフレーションに伴う資産家の衰退¹⁴は、内部資本市場と株式市場による資金調達を決定的に弱体化させた。一方、民間銀行を通じた資金調達は急速な拡大を強いられたため、システムの不備が目立った¹⁵。復興期、民間銀行は十分な資金力も、審査・監視能力も持たなかったのである。そこで政府系金融機関と政府による産業政策に大きな役割が期待された。

第四に、戦災、敗戦、及び初期の占領政策（賠償指定、戦時補償打ち切り、輸入制限等）により、日本の生産水準が大きく落ち込んだ。他方、多数の引揚者・復員軍人を抱え、需要

圧力が増大した。こうした状況のもとで、経済復興政策への期待が大きく高まった。

第五に、敗戦によって「戦争遂行」という国策が消滅した。大正時代以後の日本において、大衆の国家に対する期待は徐々に高まりつつあり、政府はそうした期待に対して一定程度応えなければならなかったものと思われる。しかし、1930年代の後半以後、「戦争遂行」という単一の国策のもとにそれらは従属させられていった。敗戦は、そうした単一の方向性を失わせ、ベクトルの異なる種々の期待が湧出して来るのを不可避とした。

すなわち、戦後日本において、大衆の地位と役割の上昇に伴う現代的な要求（社会保障、失業対策、労働者の権利実現など）の膨張と、戦災・制度変化等に伴う復興・経済発展への要求の噴出が、国家への期待として重くのしかかってきたのである。政府は、いわば、世界史が、否応なしに進展させる日本の「現代化」をサポートするとともに、同時に「近代化」を進めなければならなかった¹⁶。

これらに加えて、国際社会の中で、日本に期待された役割も無視することはできない。日米安全保障条約によって、日本は西側の防衛体制の中に組み入れられた。それはアメリカ主導の体制であり、日本は防衛負担を僅少化しつつも、アメリカの種々の要請に応じていくことを余儀なくされた。さらに、西側諸国の国際通商・金融システムを支えるIMF体制のもと、日本は財政金融政策に一定の規律が課せられた。

以上のような視点を考慮しつつ、本稿では戦後日本の財政・金融政策がどのように実行されていったのかを中心に検討する。財政・金融政策を取り上げるのは、マクロ的な面からアプローチすることによって、産業発展を通じた持続的経済成長を目標とする政策を全体の中に位置づけるためである¹⁷。資料の入手難に災いされているので、細部の実証については今後の課題とし、さしあたり全体

的な流れ（大蔵省、日銀、産業界、金融界等の主体的な動きを中心に）を重視する。注目する時期は、1950年代前半である。この時期を選ぶのは、高度経済成長期のマクロ経済政策、産業政策等の原型が出来上がった時期と考えるからである。

以下では、まずドッジ・ライン以後、朝鮮戦争勃発時の日本経済と金融財政政策の動向を概観する。次に、その過程で生じてきた「オーバー・ローン」問題¹⁸とそれへの対処を取り上げる。日本経済は、「オーバー・ローン」の下でインフレ的成長を遂げる一方、講和成立後、社会の諸要求が噴出し、財政が膨張した。こうしたインフレ圧力に対処するため、強力な金融引き締め政策が実施されたが、この過程を次に論ずる。最後に、金融引き締め後、財政規律が取り戻される過程を取り上げる。

2. 朝鮮戦争と日本経済

ドッジ・ラインの一環として、「総合的収支均衡」が図られた1949年度予算によって、財政資金の対民間収支引揚超過が生じた。この「超均衡財政」に伴う財政の揚超基調は、1952年まで継続し、そのデフレ的影響を中和するように金融政策が行われた。

財政・金融政策のうち、まず金融政策を取り上げよう。「超均衡財政」に伴う揚超のデフレ的影響緩和のため、当初、いわゆるデイス・インフレ政策が実施された¹⁹。日銀は、融資斡旋、貸出を積極化するとともに、国債買入オペレーションを行うなど金融緩和に努めた。この結果、市中銀行の日銀借入金の増加が著しく、「オーバー・ローン」が現出した。こうして、緊縮の影響が中和され、ドッジ・デフレが乗り切られた。しかし、資金需要への受動的対応によって、滞貨融資が担保される場合もあり、景気後退が進む中で、財政緊縮・金融緩和政策の持続可能性に関して

限界が指摘され始めた²⁰。そこで、1950年4月以降、日銀融資斡旋の消極化、債券買い入れの縮小、工業手形の日銀再割引取りやめなど金融引き締め方向に政策が転換した²¹。「超均衡財政」に伴うデイス・インフレ政策は限界に達したものといえる。しかし、こうした状況を打開したのが1950年6月の朝鮮戦争勃発であった。

朝鮮戦争勃発によって、日本の特需契約、輸出高が急増した。そこで心配されたのは原材料等の輸入物資の確保である。したがって、政府の施策の中心は、重要物資の輸入促進政策であった。1950年7月以降、特需向けスタンプ手形押捺高が増加し、9月下旬には日銀ユーザンス制度（日銀外貨貸付制度）が実施された²²。日銀ユーザンス制度は、輸出増加と輸入停滞によって逼迫した外国為替会計の円不足を緩和するとともに、外為銀行を通じて民間に外貨を供給することで輸入円滑化を図るために実施されたのである。輸出・特需増加に伴う外為会計の自動的な撒超に加え、日銀ユーザンス制度によって輸入に伴う民間資金の吸収が猶予されたため、財政資金対民間資金は一転して撒超となった。このため、「超均衡予算」の揚超基調が隠蔽されることとなる²³。

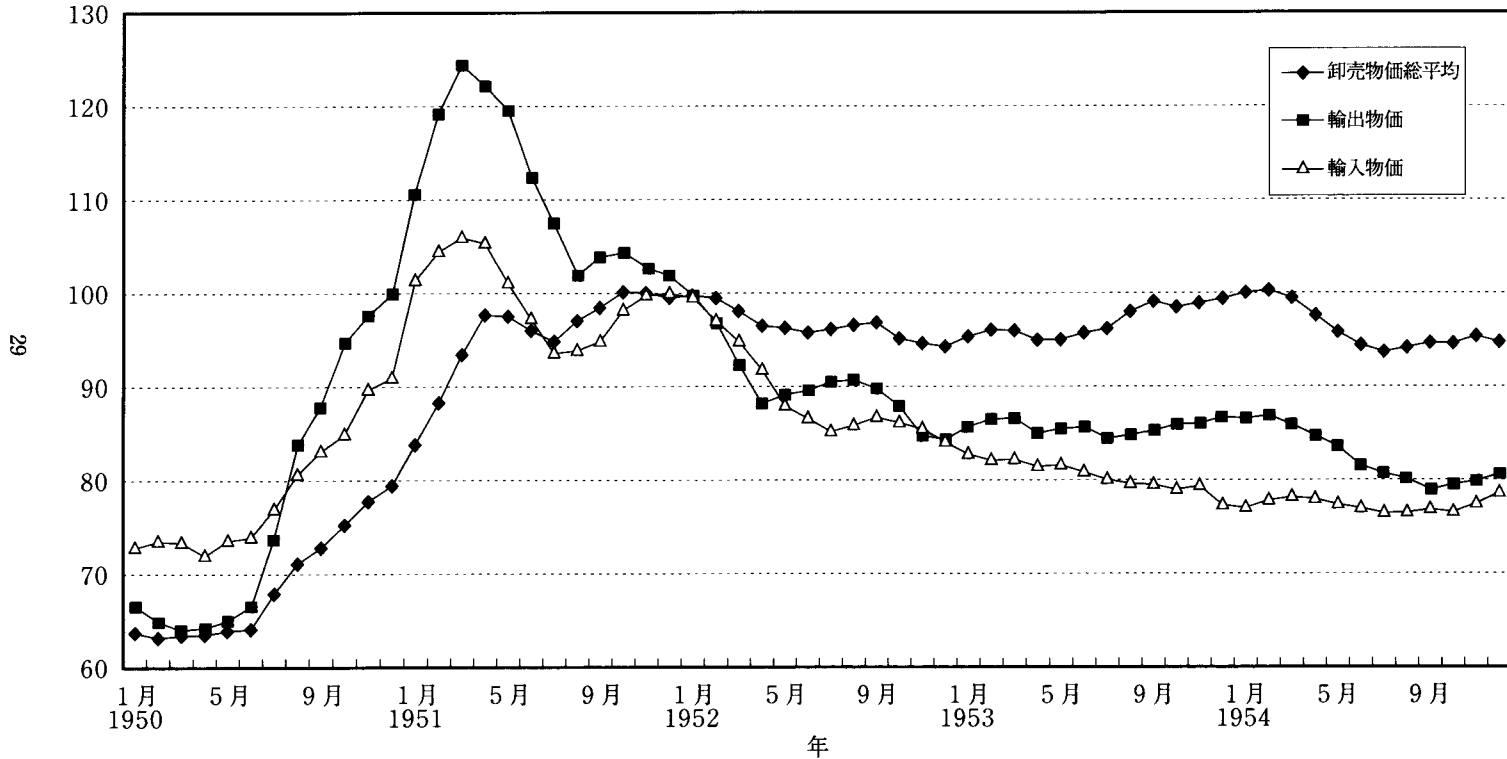
しかし、輸入促進策は、遅きに失したものと評価されることとなる。朝鮮戦争に伴って世界的に軍拡が進み、物資需給が逼迫して価格が高騰したちょうどその時期に輸入促進政策が軌道に乗ったため、商社の思惑需要も絡み、高値で輸入契約が結ばれることとなったのである²⁴。その後、輸入物価は1951年春をピークとして値下がりを始め（図1）、輸出・特需が減少するとともに国内の購買力も低下し始めた。このため、高値で契約した物資の引取が困難となり、輸入引取資金の確保が課題となった²⁵。こうした事態に直面して、大阪商工会議所、日本貿易会は、全銀協に対して資金融通の協力を申し入れた²⁶。また、

経団連も「輸入物資引取資金の融通に関する要望」を政府等に対して提出した²⁷。これを受けて、1951年6-7月にかけて、将来の景気回復を見込んで一時的な資金繰りの悪化に対処するとの観点から、市中銀行の協力と日銀の援助によって滞貨融資が行われた²⁸。

滞貨融資は、物価を高止まりさせ、「オーバー・ローン」の激化要因ともなった²⁹。このため、外圧が作用する。政府は5月16日のマーケット声明³⁰に呼应して、6月23日、重要経済施策を決定した³¹。日銀は、金融引き締めを開始し、公定歩合引き上げ、高率適用強化、日銀ユーザンス（乙種）の廃止、輸入手形への切り替えなどを行った³²。これらの一環として、大蔵省銀行局は市中銀行に対して、「当面の財政金融情勢に即応する銀行業務の運営に関する件」（7月5日）を通達した。内容は、融資にあたって、インフレーション回避という金融政策の趣旨に則るよう努めること、経済自立のために必要な重要産業及び国民経済の運営上必要な中小企業の所要資金について努めて疎通を図ること、投機、思惑、娯楽、奢侈関係等重要でない資金供給を差し控えることが指示されている。このほか、大口信用集中の抑制、粉飾預金の自粛、銀行経営の合理化などが指示された。これを受けて、7月9日、全銀協では融資自主規制委員会を設置し、不要不急融資の自主的抑制について検討を開始した³³。融資自主規制委員会では、7月30日、「融資抑制を必要とする資金」として、「1. 緊急資材（鉄鋼、セメント）を大量に使用する建築施設等で直接貿易の増進、国民生活安定のための生産に寄与しない資金。例えば、ビルディング、興業用建物の建設資金（アパートの如き住宅を除く）。2. 貿易の増進、国民生活安定のための生産の増加に寄与しない不動産買収等の資金。3. 娯楽、奢侈、サービス関係資金。例えば、料理業、旅館及びキャバレー等に対する資金。4. 思惑資金並に投機資金」を決

図1 物価指数の動向

1952年1月=100



出所：日本銀行『本邦経済統計』

1950年代前半の財政金融政策（石井）

定し、会員銀行に通達した。以上の金融政策は、大蔵省によって「引き続き高金利政策を中心とする量的規制が信用政策の主流をなすと同時に、若干の部面において質的規制が強化され」たものと評価されている³⁴。

その後、1951年末から1952年にかけて、商社の苦境、倒産に加え、紡績業の操短が行われるなど、景気後退が顕著となった。このため、若干の金融緩和が行われ、日銀別口外貨制度の発足、資金運用部の金融債引受再開がなされた³⁵。さらに1952年5月の独立後、不況下で日本開発銀行、日本輸出入銀行の金利引下がなされると、市中銀行金利引き下げへの要望が強まった。市中銀行は当初、金利引き下げに応じる気配を見せなかった。しかし、9月中旬に日銀総裁から金利引き下げへの協力を求められ、1952年10月6日以降、貸出金利の最高限度を引き下げることへ同意した³⁶。銀行としては、「銀行の貸出金利の引下げは低金利政策の一環としてでもなく、また銀行収益の多いためでもなく、産業界の金利負担の軽減と、コストの引下げとに協力する意味」で応じたのである³⁷。しかし、金利引き下げによって信用供与が増加すれば、マクロ的には物価上昇圧力となる可能性がある。したがって、「金利引き下げ」が「コスト引き下げ」につながるためには、信用供与の規制がなされなければならない。そこで以上のような金融緩和的影響の強い政策の反面で強化されたのが、質的信用調整である。

すでに、1951年10月20日、大蔵省銀行局長名で市中銀行に対し、「設備資金の融通の抑制に関する件」との通達が出されていた³⁸。内容は、電力、造船、石炭、鉄鋼、農林漁業、中小企業、開銀・輸銀との協調融資などの緊要なもの以外の設備資金融資の抑制を求めたものである。これを受けて、全銀協では融資自主規制委員会の検討に基づき、各地銀協会宛に「長期設備資金の融資抑制に関する件」を発し、設備資金融資抑制を呼びかけた³⁹。

これは、朝鮮戦争に伴う景気上昇で資本を蓄積した企業間の激しい設備投資競争により、「二重投資」、「過剰投資」といった事態が生ずることが懸念されたためである。融資自主規制委員会では、新たに委員会への日本銀行の参加を求め、各銀行に対する影響力の強化を図った⁴⁰。その後、「融資自主規制の実施状況について」(1951年12月14日)⁴¹、「設備資金の規制に関する事例の件」(1952年2月15日)⁴²を発して、融資自主規制の強化に努めた。

その後、1952年半ば頃になると、景気後退下において企業の設備投資意欲も次第に鎮静化していった。そこで、1952年10月15日、融資自主規制委員会は「融資抑制の方針に関する件」を発し、若干の緩和方針を打ち出した⁴³。その主要内容は、不要不急資金の融資抑制は維持しつつ、長期設備資金として中小企業向け設備資金と防衛関係設備資金の融資の枠を広げるものであった。

融資自主規制委員会の活動が、質的信用調整という面でどれだけ実効性を持っていたのか検証するのは難しい。実効性を担保するために、日銀は融資自主規制委員会の意向に沿って、市中銀行に対して設備資金融資について報告を求めている⁴⁴。また、会員銀行から融資自主規制委員会に対し、具体的な融資に関して、抑制すべきものであるかについて問い合わせが来たこともある⁴⁵。これらの傍証から、自主規制が融資に何らかの影響を与えたことは確かであろう。しかし、1953年3月16日の融資自主規制委員会の「不要不急資金の抑制に関する件」では、同委員会が融資を抑制すべきとした業種に対する融資の絶対額が増加したことが認められている⁴⁶。融資自主規制委員会は、十分に実効的に機能しなかったのである。また、注意しておくべき点は、融資自主規制の抑制の枠外とされた資金は、長期的に経済成長基盤を確立するための重点産業向けの資金だけでなく、中小企業向けの資金や防衛施設向けの資金など多様なものが

含まれていた点である⁴⁷。低金利政策の一方で、質的信用調整は不十分だったのであり、信用膨張がますます進展し、インフレ圧力が強まったものと考えられる。

このような1952年度の金融情勢に関して、大蔵省は「昭和27年度の金融情勢は、(中略)基本的には企業活動に伴う健全な資金需要はそれほどではなく、むしろ実質的滞貨融資等の需要が活発であり、他面金融機関の選別融資的傾向が現われ、特に朝鮮動乱が和平の方向に進むにつれてこの傾向は一層強くなってきたのであるが、景気の沈滞が一層強くなってきたのであるが、景気の沈滞が著しく行き過ぎることのないように、金融の面から或程度これを支持してきたと認められる」と総括している⁴⁸。

この時期の金融政策を総体としてみるならば、外圧に伴う若干の引き締めを伴ってはいたが、日銀別口外貨貸付制度をはじめとする輸入金融の優遇、銀行による滞貨融資と日銀の支援、「オーバー・ローン」の進展など、概して受動的な貨幣供給が行われたものといえることができる。低金利政策と自主規制による質的信用調整のミックスは奏功せず、信用膨張が進展したのである。後述するように、銀行は十分な審査を行わずに貸出に応じ、銀行不足資金に対して日銀が追随して信用供与した。それは結果的に、特需景気に続く消費景気、投資景気に伴う経済成長を追認するものであった。これに関して、しばしば金融の面から成長促進的な政策が行われたと評価される場合もある⁴⁹が、必ずしも正しくないであろう。経済成長を主導するべく金融政策が実施されたというよりも、金融政策が中小企業の維持、重点産業の育成、輸出振興、防衛の拡充などの社会における諸要求に対応せざるを得なかったと考えるべきである。そしてまた、「超均衡財政」の制約が、そうした諸要求への財政面からの対応に限界を画したため、金融面に過大な負担が強いられた。金融

面における受動的な対応は、必ずしも望ましい状態と考えられていなかったことに注目しなければならない。次節で検討するように、「オーバー・ローン」とそれに伴う諸問題が解決すべき課題となったのである。ただし、膨大な特需によって国際収支黒字が保たれていたため、結果として経済成長を促進するようなインフレ的金融政策は、すでに日本の輸出産業の国際競争力を弱体化させていたもの、さしあたり重大な問題とはならなかった。

以上、朝鮮戦争勃発時の金融政策について述べてきた。これに対して財政はどうであっただろうか⁵⁰。1949年のドッジ・ライン以後、基本的に「超均衡財政」が踏襲された。朝鮮戦争勃発後に編成された1951年度予算において重視されたのは、「超均衡予算」の維持、財政の経済に占めるウェイトの低下、大幅な減税、民生の安定と学術の振興、産業金融の充実であった⁵¹。前年度予算に比した場合、一般会計では、生活保護費、失業対策費等の社会保障関係費の増加が目立つ。他方、政府資金による長期産業資金供給予定も、資金運用部資金による金融債引き受け、開銀・輸銀等の資金拡充などによって300億円あまりも増大した。政府は、「現代化」に対応しつつも、「近代化」のサポートを本格化したのである。

翌1952年度予算では、新たな課題が加わった。独立が間近に迫り、防衛力増強が焦点となったのである。予算編成過程では、アメリカ側が日本に対して防衛力強化を要請し、日本政府が防衛力強化よりも経済的自立の達成を優先するとのスタンスをとり、せめぎ合いが生じた。このため、成立した予算においては、アメリカの要請額よりは減じられたものの防衛関係経費が増加した。また、債務関係経費が増加したことで、講和関係経費が大幅に増加した。このほか食糧増産対策費、公共事業費、社会保障費、さらに地方財政平衡交付金が増加したため、「超均衡財政」が守ら

れたとはいえ、かなりの程度緩められることとなった。一般会計の「出資及び投資」のうち開銀への出資等が増加し、産業発展をサポートする姿勢はより強められたが、外国為替資金特別会計や食糧管理特別会計へのインヴェントリー・ファイナンスが大きく減少したのである。また、資金運用部資金の運用においては、金融債引き受けが大幅に増加し、産業資金供給が拡充された⁵²。

以上のように、財政においては、産業発展、社会保障、公共事業、防衛など種々の要求がせめぎあっていた。それらの要求は一定程度受容されつつも、占領下において、「超均衡財政」という総枠の中に収められた。ただし、独立が近づくとともに、日本側の自由度が拡大して「超均衡」が少しずつ緩められ、社会保障関係経費と産業投融資関係経費がウェイトを増していったことに注意する必要がある。財政への要求のうち、産業発展への要求は、様々な要求の中の一つであり、他の要求に比して圧倒的優位を占めたわけではない。産業発展が第一義的に追求されたわけでもなく、産業界の要望に比すれば、政策支援はむしろ僅少であった。確かに、1951-52年にかけて財政投融資は拡充され、開銀による民間銀行融資の肩替り、資金運用部による金融債引き受けは進んだ。しかし、「超均衡財政」によって財政が揚超基調に推移し、「オーバー・ローン」が激化したため、経団連は、1952年4月22日、「財政資金余裕金の運用改善に関する要望意見」を政府等に提出した⁵³。これは、政府蓄積資金を使って、開銀への政府出資ないし貸付を増加させること、資金運用部による金融債引き受けを増額することを求めたものである。同様の要求は、全銀協も行っている⁵⁴。さらに、経団連は、1952年11月18日、「産業政策の確立に関する意見」を発表した⁵⁵。これは、「超均衡財政」によって産業政策が犠牲にされてきたことを批判し、産業政策の基本方針の確立、防衛生産に対する政策の明

確化、産業の合理化と科学技術の振興、資本蓄積の促進、基礎産業の強化拡充、国内資源の開発と国内市場の拡大、独禁法及び労働基準法の改正を求めたものである。このように、朝鮮戦争勃発後の日本において、産業発展へのサポートを国家に期待する声は強かった。期待に対して財政的に一定の対応はなされたが、「超均衡財政」、及び他の諸要求とのせめぎ合いによって制約された。こうした要望は、占領下において抑制されていたが、後述するように独立回復後、そうした抑制力が弱化するようになる。それについて述べる前に、受動的な金融政策に伴って生じた課題を検討しよう。

3. 「オーバー・ローン」問題をめぐって

市中銀行の日銀借入金比率、及び産業資金供給に占める貸出割合の動向は、表1の通りである。このような借入金比率の高い状況は、「特殊日本的」かつ「不健全」なものとされていた。「特殊日本的」とする評価は、必ずしも当たらない⁵⁶。しかし、戦前に比して借入金比率が極端に高かったのは事実であるし、米国からも異常なものと指摘された。また、政府、日銀、金融界、産業界ともに、多くが不健全と認めており、解消が必要であると考えていたことも間違いはない。しかし、「オーバー・ローン」ないし「オーバー・ボロウイング」がなぜ不健全であるのかについて、当時、明確な認識が共有されていたわけではない。

不健全性として考えられるのは、第一に、日銀信用に安易に依存することによって、預金以上の貸出がなされ、結果としてインフレーションを引き起こす可能性である。しかし、貸出によって企業の生産活動が円滑化し、しかも生産性向上が図られるものとするれば、インフレーションを伴いつつも経済成長が実

表1 都市銀行の「オーバー・ローン」状況

年末	貸出比率	日銀借入比率
1950	112%	19%
1951	124%	25%
1952	116%	18%
1953	114%	19%
1954	105%	13%
1955	93%	3%
1956	96%	5%
1957	107%	16%
1958	101%	9%
1959	98%	7%
1960	97%	8%

出所：『日本銀行百年史 第五巻』(p573)

注：貸出比率 = (貸出 + 外国為替勘定) / (実勢預金 + 債券発行 + 自己資本)
 日銀借入比率 = (日銀借入金 + 外国為替勘定) / (実勢預金 + 債券発行 + 自己資本 + 日銀借入金 + 外国為替勘定)

表2 産業資金供給状況

年	株式	事業債	貸出
1950	6.2%	8.5%	85.3%
1951	8.1%	4.2%	87.7%
1952	12.0%	3.6%	84.4%
1953	15.6%	3.9%	80.6%
1954	24.0%	3.1%	72.9%
1955	14.2%	3.9%	81.9%

出所：日本銀行『本邦経済統計』

現する可能性がある⁵⁷。ただし、そうしたメカニズムを持続させるためには、インフレーションを適切な水準に抑制する必要がある。そこで問題となるのは、第二に、貸出された資金が有効に使用されない可能性である。審査と監視が十分に行われなければ、銀行は効率的な資金配分機能を果たし得ず、持続的な経済成長が実現しないかも知れない。「オーバー・ローン」はインフレーションと経済停滞を結果する可能性がある。あるいはまた、安易に日銀信用の供与がなされる場合、銀行としてはとにかく貸出を拡大することが有利となる。その結果、審査と監視はますます安易に行われる傾向が強まるかも知れない。第三に、安易な銀行貸出が行われる結果、不適切な貸出の増大、自己資本比率の低下、流動資産比率の低下を招き、銀行経営のリスクを高める可能性がある。銀行破綻にまで至れば、金融システムが動揺し、経済成長は大きく阻

害されよう。第二・第三の問題は、金融システムの効率性及び安定性一般の問題であり、「オーバー・ローン」は、問題の発生を促進する可能性のある一因として位置づけられる。あるいは逆に、金融システムが不備であれば、「オーバー・ローン」が問題を引き起こす可能性が高いということもできる。したがって、「オーバー・ローン」問題とは、第一の問題に関連する、乏しい貯蓄を経済成長に結びつける際にインフレーションをどのように制御するかというマクロ経済的な問題と、第二・第三の問題に関連する金融システムの効率性と安定性をどう確保するかという制度上の問題とが絡み合っていたものといえる。

1950年代前半の「オーバー・ローン」に関して、産業界の一般的な認識は、1951年12月19日の経団連の「金融の基本政策に関する要望意見」に表現されている⁵⁸。同「意見」では、「オーバー・ローン」の原因を、「(1)戦後

荒廃せる経済の復興と生産の増大に伴って、資金の需要が必然的に増大し、蓄積された資金を遙かに上回ったこと。(2)超均衡財政の方針に基き、見返り資金、資金運用部資金その他の形で、国民の蓄積が財政面に棚上げせられ、そのため民間の資金が不足したこと」の二つに求めている⁵⁹。(1)については、貯蓄増強策（無記名定期預金の復活など預金増強策、企業の内部留保の税制上の優遇など）を行うことによって長期的に解決するしかないが、それまでの間、「財政金融上重点融資の方針を採り、かつ適当なる融資規制を行うことが必要である」とされる。(2)については、比較的短期に解決可能であり、「一般財政においては超均衡政策の緩和、財政資金の産業投資促進、国庫余裕金の市銀預託、資金運用部による電力債のごとき公益事業債の保有、金融債引受枠の拡大等によって、財政による民間資金の引揚超過をなくする」べきであるとされた。産業界としては、「オーバー・ローン」を「問題」として取り上げることで、民間企業の資本蓄積の優遇と政府の低利長期資金を民間企業へ投融資することを求めたのである。「超均衡財政」を緩和し、財政余裕金を重点産業への長期資金投融資に利用することによって「オーバー・ローン」の解消を図るべきであるとの見解は、金融界においてもほぼ共有されていた⁶⁰。これらの要望を受けて、1952年、長期信用銀行法と貸付信託法が成立し⁶¹、1952年12月、日本興業銀行と日本長期信用銀行が長期信用銀行として発足した。長信銀の金融債引き受けに資金運用部資金が使われ、それに加えて開銀と輸銀の資金も拡充され、市中銀行融資の肩替りも進められたのである。したがって、差し当たりは、「オーバー・ローン」論争が、政府資金による産業投融資の拡大へと結びついたものといえる。財政余裕金の一部が投融資に使われることで「超均衡財政」が若干緩和され、産業発展を通じた持続的経済成長をサポート

する形で制度が整備されたのである⁶²。

以上のような長期資金対策によって「オーバー・ローン」は1952年末以降若干改善したものの、翌年になって再び激化し始めた。その理由は、一つには日本開発銀行等による民間銀行貸出の肩替りが進展しなかったことにある⁶³。電力、海運業等からの新規貸出への要求が強く、肩替りは僅少にとどまったのである。採算性がかなり度外視された海運業への新造船融資は、その後、大きな問題となる⁶⁴。また、撒超要因を含むはずだった1952年度予算の歳出において、防衛・講和関係費が翌年度へ繰り越しとなったことに伴って揚超となり、揚超は1953年度に入っても継続した⁶⁵。この間、預金増勢が鈍化する一方、市中銀行は貸出に受動的に依拠していったため、銀行の日銀借入れが増加せざるを得なくなった。

このような状況下において、後述するように、1953年秋に金融引き締めが開始されると同時に、大蔵省は、「オーバー・ローン」の解消、預金保険制度の創設などの金融健全化策を模索する⁶⁶。大蔵省の「オーバー・ローン」解消案は、次のようなものであった。まず、外為資金特別会計の外貨のうちオープン勘定、簿外債権を除いた全額を日銀に売却する。その代り金で借入金返済、残額約2千億円は産業投資特別会計に繰り入れる。この約2千億円のうち約1千5百億円は開銀・長期信用銀行に、約5百億円は輸出入銀行に貸し付ける。開銀は、市中商業銀行の設備資金貸出および長期運転資金貸出のうち経済の再建および産業の開発を促進するため必要があると認められるものがあるときは当該銀行の日銀借入金の残高を限度として開銀が一定金額を預託する。預託を受けた銀行はこの預託金をもって直ちに日銀借入金を返済する。また、長期信用銀行が、上記に該当する長期貸出金の肩替りに応じ、肩替りを受ける市中商業銀行がその肩替金をもって日銀借入金を返済しようとするときは、その肩替金相当額を

産業投資特別会計から長期信用銀行に貸付ける、というものである。要するに政府手持外貨を用いて、市中銀行の長期貸出金を一気に肩替りしようとするものであった。

これに対して、経団連は「オーバー・ローン解消措置案に対する見解」（1954年2月23日）を、全銀協は「オーバー・ローン解消案に対する意見」（1954年3月1日）を発表した⁶⁷。経団連の「見解」と全銀協の「意見」は、ほぼ同趣旨であり、大蔵省の「オーバー・ローン」解消案は、小手先の操作であって形式的な正策にすぎず、根本的解決策にならないとするものであった。そして、根本的解決策として、民間資本蓄積の促進をはじめとする総合的な施策が必要であることが指摘されている。日銀もまた、反対意見を表明した⁶⁸。その主な理由は、市中銀行の日銀借入金由政府資金によって肩替りされると、銀行は新たな日銀借入れをしやすくなるため、インフレ効果を持つ可能性があること。また、開銀の貸出が大きくなりすぎると、金融の二元化を招く恐れがあることなどであった。このため、大蔵省案は棚上げとされた。

大蔵省が、この時期に、新たな「オーバー・ローン」解消案を提示した一つの理由は外圧である。日米防衛援助協定をめぐって、米側は日本に対してインフレ抑制を求め、大蔵省は「オーバー・ローン」解消をインフレ抑制策の一環として位置づけた⁶⁹。もう一つの理由は、金融引き締めにあたって、金融システムの不安定性の原因を取り除きたいという意向があったためと思われる⁷⁰。

いずれにせよ、ここで産業界と金融界が「オーバー・ローン」解消案に反対したことによって、「オーバー・ローン」対策がなされないままに強力な金融引き締めが継続されていくこととなる。

以上が、1950年代前半の「オーバー・ローン」対策であるが、実際に「オーバー・ローン」がどのような問題を引き起こしていたの

であろうか。後述するように物価は高止まっており、「オーバー・ローン」に伴う信用膨張がその一因となっていた可能性が高い。よりミクロ的に、銀行の融資態度を見てみよう。

大蔵省は、毎年、銀行検査を行っているが、1951年9月の銀行検査（富士、千代田、三和、大阪、第一、帝国、東京の7行）では、大口融資に重点が置かれた⁷¹。検査対象銀行の融資のうち、自己資本の25%相当額以上の大口融資は合計で1123億円であり、融資総額の19.4%に達していた。しかも検査の結果、「内容不良の銀行は、おむね大口貸出先の不況に原因しているものであって、これらの貸出先の回復が容易に望めないとしても、ここ数年間の銀行収益によって補てんし得る見込みのものが多いが、中には、役職員の誤った融資態度、機構運営上の欠陥等に禍されて回復に比較的長期を要するものがある」とされている⁷²。さらに、融資にあたっての審査に関しても、「(1)信用調査は一応行われているが、きわめて形式的に過ぎず、単に稟議申請書等の様式を満たさんがために記載している嫌があること。数年前の信用調査が漫然と反復転写されて貸出稟議の資料になっている如きはこの適例である。(2)或程度整備した調査を行いながら、十分消化活用しないで貸出を実行していること。甚だしい場合は、調査の結果を無視して貸出が行われている事例もあること。(3)本部においても、個々に分析検討する余力がなく、大部分は形式的な審査を繰り返している実情にあること」など、その不十分性が強調されている。また、監視についても「融資後の管理については、依然として改善の跡がなく貸出しの多いものが多い。従って債権の不良化について債務者が窮状を訴えて始めて真相を知り、或いは、当座勘定に不渡りが続出したため気付くといった事例が多い」と指摘されている⁷³。

大口信用集中に関しては、その後、増資によって銀行の自己資本が充実したことによ

て、相対的には改善された（1953年9月末の検査）⁷⁴。しかし、依然として、「貸出の取扱いは概ね良好であるが、一部には貸出態度に慎重を欠き、取引先の実態把握が不十分で、安易に追貸を行うといった傾向のみられる銀行もあり、審査機構の一層の整備充実とともに慎重な取扱いが望まれる。またそれら銀行では融通手形の割引、事後管理の不徹底等の事例が多く指摘されている」との評価がなされている⁷⁵。

同時に、1953年の状況に関して、「預金が伸び悩んだのに対して、貸出の抑制は充分に功を奏せず、そのため預貸率は上昇し、日銀借入金の増嵩をきたし、支払準備率は低下した。これは資金需要が旺盛であったためであるが、この間において不要不急資金の貸出が増大し、滞貨融資も相当の額に上ったとみられるところに問題を残している。殊に商社に対する貸出は目立って増加しているが、このような融資は流通段階における在庫の増加を支え、また商社の濫立による利鞘の低下を補うための取引の拡大－不良売掛金の増加－内容悪化－赤字補填のための取引量の拡大という循環過程を資金的に裏付けたものと考えられる」と指摘されている⁷⁶。

以上のことから、銀行の審査・監視・リスク管理体制は極めて不十分であり、「オーバー・ローン」がインフレ圧力となる一方で、産業発展を通じた持続的経済成長に、十分に結びついていなかった可能性が高い。さらにまた、「オーバー・ローン」現象が、そうした体制の整備を行うことをの便益を曖昧にした可能性もある。このため、銀行経営の問題に関していえば、徐々にリスクが高まっていた。実際、1953年下期になると、不良債権の大口化が進展し、リスクが顕在化しつつあった⁷⁷。景気動向の先行き不安と金融引き締め強化が予想されるにしたがって、銀行側も対策を強いられることとなった。「貸出の調査審査を行う機構が弱体であると、他方の銀行

が不良として敬遠した取引先を拾い上げて失敗する、といったことも往々起こり勝ちであって、このような銀行間の競争が激しくなるに伴い、調査及び審査機構の整備充実の必要性は益々大きくなってきた⁷⁸のである。そこで、銀行は受動的な融資態度からの脱皮を図り始めたものと思われる⁷⁹。しかし、審査・監視システムは、一朝一夕にできるものではない。そこで、銀行もまた、後述するように、産業界の協力を求める一方で、国家の役割を期待せざるを得ないのである。

4. 財政膨張と金融引き締め

1952年から53年にかけて、日本経済は成長を持続させたが、「見せかけの繁栄」と表された⁸⁰。消費景気・投資景気と内需拡大が続いたが、そのためにますます甚だしくなった貿易不均衡を特需によって尻拭いしていたからである。朝鮮戦争勃発後、日本の物価上昇率は極めて高く、さらにその後、国際的に物価下落傾向にあったにもかかわらず、日本の物価は高止まった（図1）。インフレ圧力が一因となって輸出は停滞し、輸入は漸増していた⁸¹（図2）。『経済白書 1954年度』は、このような日本経済について「日銀信用の増大が市銀の過度の信用膨張を助長し、それはさらに企業者の態度の積極化をもたらし、これが財政および投資の刺激による経済の膨張、国際収支の赤字など一連の作用にいつその加速度を加えたのである」と述べている⁸²。他方、特需は、図3に見るように漸減し始めていた。このため、1953年の経常収支は2億ドル近い赤字となり、外貨保有高は1952年末の10億51百万ドルから1953年末の8億44百万ドルへと減少した⁸³。

信用膨張が企業の設備投資を支え、財政膨張が消費拡大を支え、二方面から輸入拡大効果がもたらされた。さらに、輸入金融の優遇が、現実の輸入拡大を強くサポートした。他

図2 輸出入額と外国為替収支

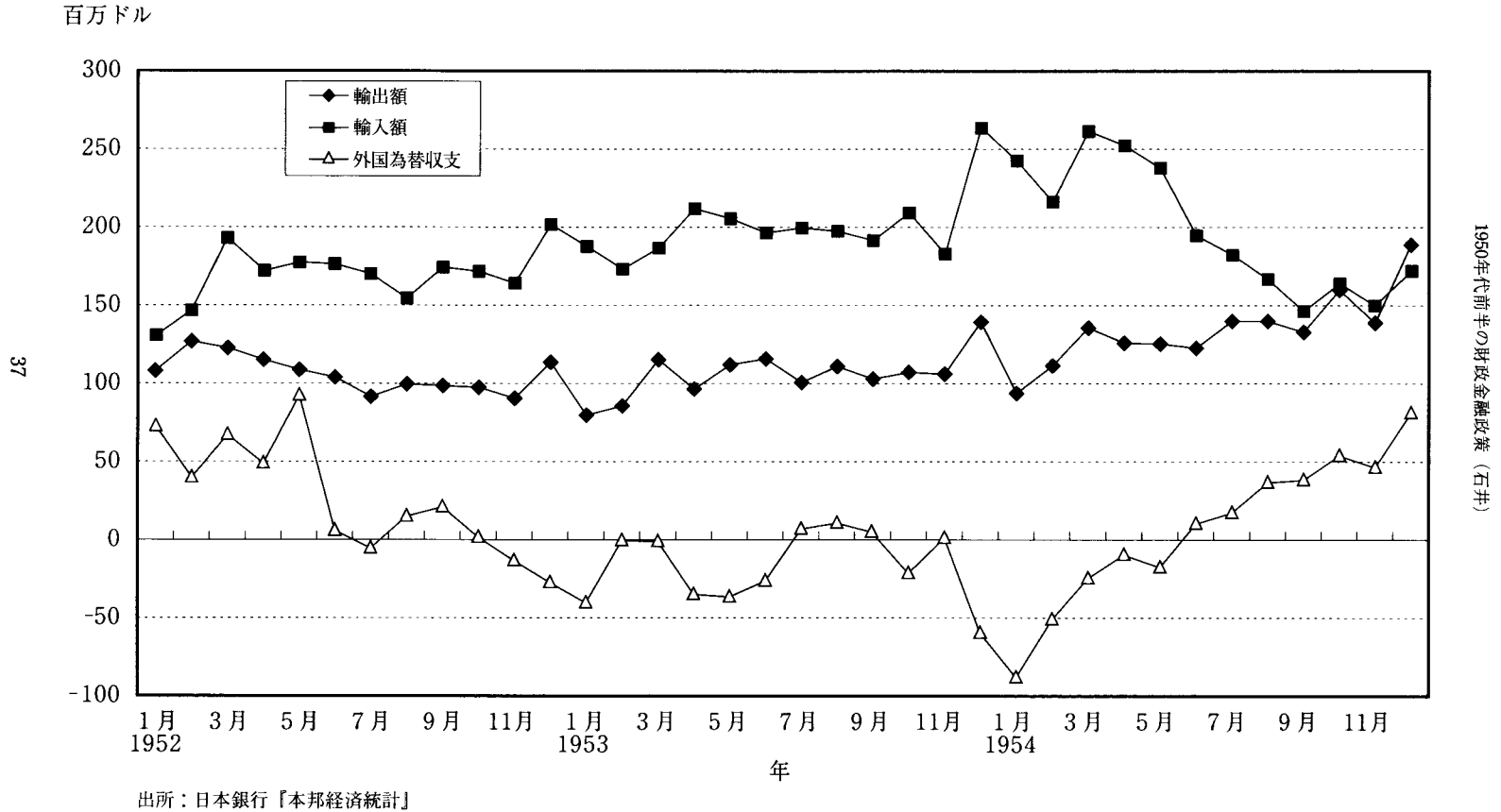
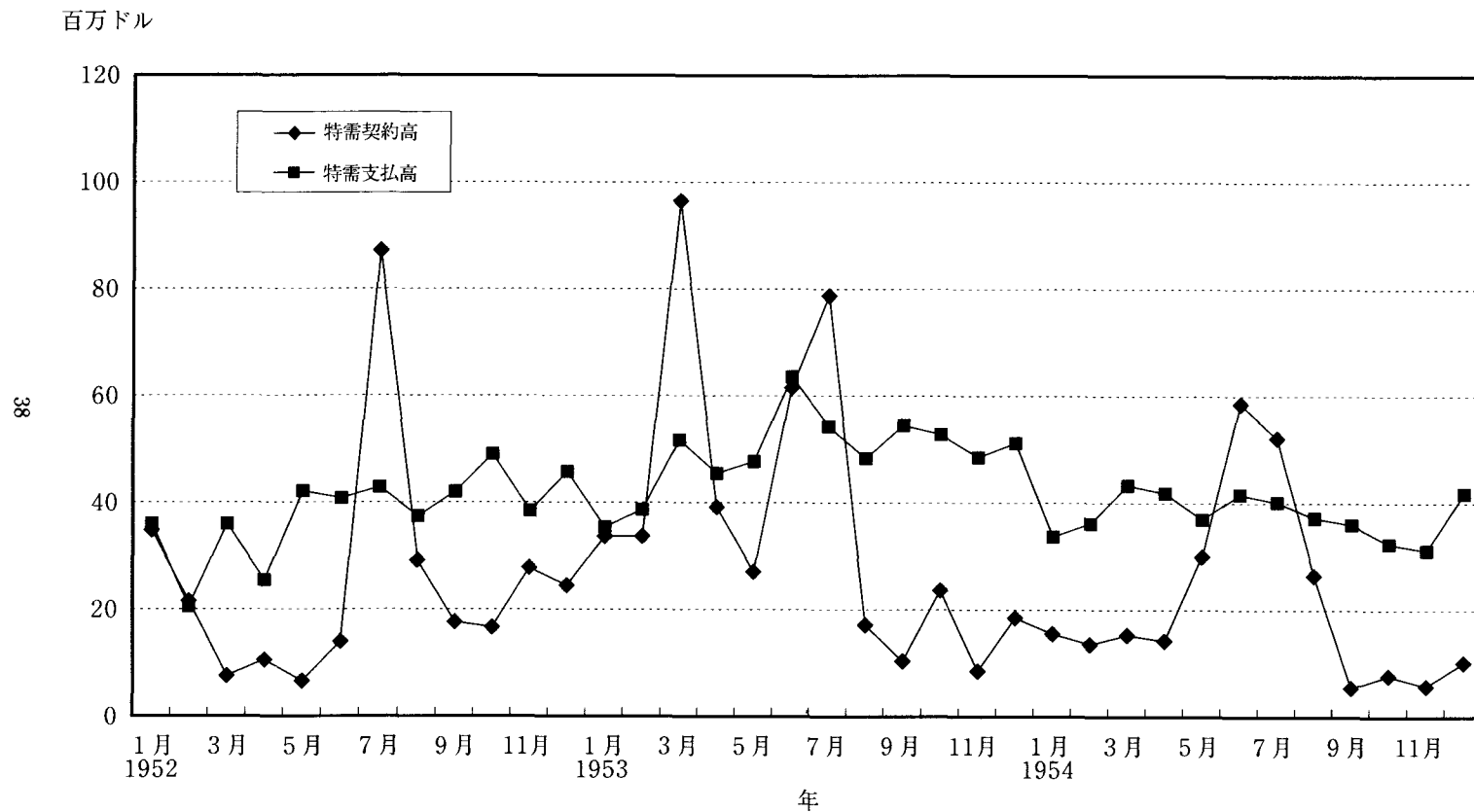


図3 特需の動向



出所：日本銀行『本邦経済統計』

方で物価が高止まったために輸出が停滞し、経済成長は国際収支の壁に直面したのである。ここで重視しておきたいのは、社会における諸要求に対応して信用供与が受動的になされたこと、そしてさらに国家への期待が財政膨張を導いたこと、それらがインフレ圧力をもたらしたことである。信用供与の受動性については既に取り上げたので、本節では1953年度の財政膨張を取り上げる。

1953年度予算においては、「占領下で抑制されていた諸要求」が吹き出し、また過半数議席を獲得できなかった自由党が改進黨に対して妥協を繰り返したこともあり、大きく膨張した⁸⁴。

政権基盤の不安定性を背景に、石橋湛山らによる池田財政批判が強まったこともあって、池田勇人蔵相は、1953年度予算編成方針検討の当初から、「超均衡財政」の原則を修正し、積極的な政策を織り込むことを指示したという⁸⁵。膨張への傾向は、1952年度補正予算にすでに現れていた。政党サイドからの地方財政平衡交付金増額、消費者米価引き上げに伴う食糧管理特別会計への繰り入れ等の要求に屈する形で、純増額798億円の補正予算が、1952年12月末に成立したのである。補正予算案が閣議決定される過程で、大蔵省は政党の要求に対する大幅な譲歩を強いられた。このような形で補正予算が成立したことに関して、大蔵省当局は、向井蔵相⁸⁶の意外な弱さを感じ、「明年度予算の場合は大変だ」ということを予感した⁸⁷。この予感が的中して行くこととなる。

軍人恩給の復活、防衛関係費の増額、義務教育国庫負担、財政投資の拡充などへの強い要求から、1953年度予算の膨張傾向は必至の情勢となりつつあった。そこで、12月10日の衆議院予算委員会で、向井蔵相は、インベントリー・ファイナンスを取りやめること、また、財政蓄積資金の撒布超過はある程度は止むを得ないとの方針を明らかにした⁸⁸。「超均

衡財政」方針がついに転換したのである。ただし、向井蔵相は、12月17日の参議院予算委員会で、膨張は止むを得ないとはいえ、「出来るだけ圧縮に努める。その中でも生産力の拡充には力を注ぐ」との答弁を行っている⁸⁹。さらに、12月26日の定例閣議では、向井蔵相は、健全財政方針を堅持する一方、基幹産業振興のため財政投資が必要であること、公債発行は行わず新たな投資特別会計は設けないこと、義務教育国家負担を半額とするか全額とするか、また軍人恩給については今後検討すると説明した⁹⁰。

1953年度予算編成にあたって一つの焦点となったのは、国債発行についてであった。前述のように産業界等から財政投資に対する強い要望が示され、これらを受けて自由党は貯蓄国債発行、投資特別会計の新設による財政投資の拡大を唱えたのである⁹¹。大蔵省・日銀は、国債発行に強く抵抗した。金融界もまた、国債発行に強く反対した。全銀協は、1952年12月30日、大蔵次官宛に「昭和28年度予算編成についての要望」を提出している。同「要望」は、まず、53年度財政が支出増によって「超均衡」的色彩が変貌する傾向を持つことを指摘している。その上で、当時進捗しつつあったインフレーションが輸出不振をもたらしており、「国民経済を危殆に陥れる」恐れがあるので、適切なインフレ防止対策を行うべきであるとしている。そして、具体的には、国債発行を見合わせることで、預金利子課税を軽減すること、資金運用部の金融債引受額を増加すること、を求めた。

こうした状況下において、1952年12月31日、国債不発行方針の、歳出額9465億円の1953年度予算大蔵原案が閣議に提出された。自由党はこれに強く反発し、復活要求が熾烈を極めることとなった。

産業界は、当初、財政投資の拡大を要求しつつも、国債発行に関しては、消極的であった。閣議に提出された1953年度予算大蔵原案

をめぐって、1953年1月10日、産業界（経団連副会長ら）と自由党（水田政調会長ら）との懇談会が開催された⁹²。経団連側は、大蔵原案の産業投融资予算は不十分ではあるが、「他の費用との振合いからみて了承せねばならないとして、むしろ他の費目の復活要求などでインフレ的な予算になることを警戒すべきだとの観点から公債発行は望ましくないという気分が強かった」。しかし、義務教育費国庫負担を求める自由党内の声も無視できず、「一定限度の公債発行もやむを得ないという意見が経団連内部に強まってきた」という。その後の検討の結果、経団連は、1953年1月17日、「二十八年度財政に関する意見」を公表した⁹³。同「意見」は、今回の国債発行はやむを得ないことを認めつつも、予算案に消費的支出が多いことを問題視し、行政機構改革の断行、国債発行の抑制、コスト引下総合施策の実行、公共事業・食糧増産の重点的実行、地方財政の緊縮、直接投融资の金利負担軽減と重点的運用、民間貯蓄の推進を求めている。産業界としては、政府の投融资拡大という自らの要求が一因となった公債発行（インフレ要因の付加）に伴う危険性を認識し、投融资の重点化とともに他の消費的支出の削減を求めたのである。

歳出復活要求の過程で、大蔵省は大幅な譲歩を強いられた。自由党の主張する義務教育費の全額国庫負担、公債発行、投資特別会計の新設等が認められ、歳出額9605億円の一般会計予算が閣議決定された。しかし、吉田首相の失言問題に端を発して3月に衆議院が解散されたため、さしあたり1953年度予算案は成立しなかった。そこで、暫定予算によって急場がしのがれることとなった。選挙の結果、自由党は過半数を確保できず、改進黨との妥協が必要となった。このため、改進黨の主張する二重米価や海運利子補給強化などの政策が導入された。1953年度予算（歳出額9683億円）は、紆余曲折を経て、ようやく1953年7

月31日に成立したのである⁹⁴。

1953年度予算では⁹⁵、第一に「超均衡財政」が廃され、特別減税国債が発行され財政投融资の資金源とされた。第二に、全体に消費的支出が増加した。「民生の安定」のための経費として、旧軍人恩給が復活させられ、社会保障関係費も増額された。さらに、義務教育国庫負担金が計上された。第三に、「経済力の増強」のための経費も増大した。「経済力の増強」のための経費とは財政投融资、食糧増産対策費、公共事業費である。このうち財政投融资は実質的に増加したが、その重点は中小企業金融庫、農林漁業金融庫向けであり、開銀、輸銀への一般会計からの出資は計上されなかった。公共事業費は、極めて細分化されており、その効果には疑問が呈せられていた。したがって、「経済力の増強」といっても、ばらまきの性格の強いものといえる⁹⁶。

以上のように、1953年度予算は消費的支出の大きなものであった。前述したように、産業界は、自らの要望を実現しつつ、公債発行を抑制してインフレの影響が生ずるのを回避するため、他の経費の抑制を求めたが、そうした目論見は不首尾に終わったものといえる。財政投融资は拡大されたものの、消費的支出は抑制されなかったのである。政党などから噴出した「占領下で抑制されていた諸要求」の抑制は極めて困難であった。

こうした抑制の困難さには、占領下における制度改革も影響していた。すなわち、憲法改正によって議会の権限が強化され、予算提出権は内閣に残されたものの、国会の予算修正権が強化された。また、国会での増額修正が認められると解された⁹⁷。さらに、予算措置を伴う議員立法も認められることとなった。このような制度変化を背景とする1953年度予算の膨張過程に関して、多方面から強い批判が投げかけられた。経団連では、座談会を設置し、この問題を取り上げた⁹⁸。席上、自民

党政調会副会長・水田三喜男は、以前は大蔵省主計局が予算を作っていたが、最近ではそれでは国会を通らずに必ず修正されるので、「与党の政調会が、事前に他党とも折衝しこれなら国会はなんとか通せるという自信のあるところで、大体の骨組を作り、その線にしたがって大蔵省の主計局が予算案を作るというようなことになってきました。つまり与党によってまず作られるというのが最近の特徴なのです。この場合、与党が絶対多数をとっているときなら問題はないが、いまみたいに少数になってくると、他のどこかの政党の支持がなければ、予算案というものは絶対に通らない。そこで現在、自由党としては、なんとかして事前に改進黨と話し合い、必ず国会を通せるという自信のあるものを出そうということで、とにかく他党工作を真剣にやっている」と述べている。そして、制度上、問題とされるのが常任委員会であり、「大体多くの議員が、この人は何委員会だというふうに各自に専門、専門がきまってしまう、同じ常任委員会にずっといるということになると、自然、役所との関係が深くなるのです。それで役所の方では、閣議で否決された予算要求は、国会の常任委員会に頼んでやらせればいいという傾向が生まれ、各党の常任委員がみな役所の出先機関になってしまう。そこで各党とも党内の統制がとれればいいのですが、改進黨など、関係事項は常任委員にみんな委せる、幹部でさえも常任委員の統制がとれないで、常任委員の意見がもうみんな党議となるというような極端な形をとる政党も出てきている。そうすると、予算を抑える、つまり増額をチェックするということが、実際はむずかしくなって、年々予算がふえていくという傾向をとめる方法がない」という。以上は、若干抽象的ではあるが、独立の回復に伴う「抑制されていた諸要求」の噴出が、制度変化、政権の不安定性などの条件によって促進された状況の描写として注目すべきである

う。

このようにして成立した1953年度予算において、財政投融资は拡充された⁹⁹が、国債発行という代償を払わなければならなかった。膨張した財政は、信用膨張によって成長が保たれていた経済に対し、新たなインフレ圧力となった。現実には、1953年半ば以降、高止まっていた物価がさらに上昇し始める¹⁰⁰（図1）。他方で、朝鮮戦争の休戦に伴う特需の漸減は、日本の輸出競争力の弱体化問題をクローズ・アップさせた。これは、産業界にとっても金融界にとっても容認しがたい状況であった。

1953年5月12日、経団連・日経連・関経連三者の連名で、「基本経済政策に関する意見」が発表された¹⁰¹。同「意見」では、国際的な物価の割高と輸出不振とを課題とし、基本経済政策として、「行政の総合性」、「輸出第一主義の徹底」、「自給度向上、輸入原料の国内消費の節減」、「財政・金融の健全性確保」、「労働対策の刷新」、「防衛生産に関する方針の確立」が取り上げられている。このうち、「財政・金融の健全性確保」については、一般会計における均衡予算の堅持、通貨量の適正化、現行為替レートの維持、行財政の整理、地方財政の縮小、法人、個人の税負担軽減、重点的な産業投資の推進、銀行経営の合理化による金利低減が指摘されている。1951-52年にかけて、財政余裕金の産業投融资促進、産業政策の確立等が強調された時期に比すれば、財政膨張とインフレの抑制が強調されたのである。

金融界においては、抑制志向は一層顕著である。1953年6月18日開催の第7回全国銀行大会並に全国銀行協会連合会通常総会において、千金良宗三郎・全銀協会会長は、政府に対して、以下のような要望をした¹⁰²。内容は5点にわたり、「1. インフレ抑制・為替レート維持のため、あくまで健全財政を維持し、合わせて行政機構を簡素化すること」、「2.

財政と金融の時期的調整を行うとともに、財政資金の緊要産業に対する重点的投入を行うこと」、「3. 資本蓄積促進のため利子課税の軽減、法人内部留保促進のための税制改正を行うこと」、「4. 金利体系の整備」、「5. 国際収支改善のための総合施策の実施」から成っている。

大蔵省及び日銀もまた、膨張した1953年度予算への対処を開始した。差し当たり取り組んだことは、産業界・金融界の要望する財政緊縮ではなく、金融引き締めであった。大蔵省は、1953年度第三・四半期以降、財政の撒超が大幅なものとなることが予測されたため、すでに7月の段階で金融引き締め方針を構想していた¹⁰³。内容は、オーバー・ローンの調整、日銀高率適用の変更、適格手形の範囲の変更などである。ただし、金融引き締めへに転換することを明言したわけでもなく、時期についても確定していなかった。『日本銀行百年史』によれば¹⁰⁴、1953年夏頃、インフレと国際収支の悪化に対する懸念が表明されることはあっても、金融政策の転換を必要とする主張はあまり見受けられなかったという。しかし、一万田総裁の強いリーダーシップのもと、日銀は、1953年10月から窓口指導と高率指導を強化し、全面的な政策転換に踏み切ったとされる。1953年10月5日の日銀本支店事務協議会における一万田総裁の「開会の辞」によれば、高率適用を強化したのは、「第三四半期における政府資金の撒布超過が二千億円程度に上る見込であり、これがため物価の上昇を来すおそれもあるので、撒布資金の相当部分を金融面を通じて吸収するため」であるとされる¹⁰⁵。しかし、一万田の言い回しは11月10日になると微妙に変化している。すなわち、「切換えを十月から実施したのは丁度財政が支払超過になる時期を選んだのであり、これによって摩擦を出来るだけ避けるといふ意味からであって、いわば結婚するのに大安の日を選ぶのと同じである」と述べられてい

るのである¹⁰⁶。さらにその後、金融引き締めの目標として、「物価を下げ輸出増大を図ることによって悪化した国際収支を改善することが強調された¹⁰⁷。日銀の金融引き締めの意図に変化があったのかどうかについて、これだけの資料では判じがたい。いずれにせよ、当初強調されていたのは、財政撒超の尻を金融引き締めで拭うとのスタンスである。このスタンスは、財政膨張（消費的支出の拡大）の一方での金融引き締め（産業への融資の縮小）であり、産業発展を阻害するポリシー・ミックスであると認識された。このため、金融界・産業界から後述するような批判が頻出した。そこで、金融引き締め政策の目標が、物価引き下げによる国際収支の改善ということに明確化されていったものと思われる¹⁰⁸。この結果、逆に金融引き締めがより強化されるとともに、国際収支赤字を増大させる一要因としての財政膨張に対する批判が強まっていった。こうして、財政緊縮への世論が醸成されていった。

この間、全銀協でも、融資自主規制委員会を中心に、融資抑制の強化を開始した。融資自主規制委員会の「融資抑制に関する件」（1953年9月30日）¹⁰⁹では、第三四半期に予想される巨額の撒超に対応し、「通貨価値の安定を確保し、もって国民生活の安定と輸出の増進を図ることが現下最大の急務である」として、不要不急融資の抑制、不要不急物資の輸入抑制、設備資金の融資抑制を強化するように会員銀行に対して呼びかけている。全銀協がこのように自主規制を強化したのは、インフレ抑制とともに、「オーバー・ローン」を背景とした貸出競争に伴って不健全な融資が増加し、リスクが高まっていたことを懸念したためと推定できよう。

しかし、強力な金融引き締めは、産業界及び金融界の望むところではなかった¹¹⁰。産業界は、財政膨張と金融引き締めについて、産業発展を阻害するポリシー・ミックスと認識

した。換言すれば、国家への様々な期待が噴出する中で、産業発展のための施策が冷遇されているとの理解であった。しかし、こうした動向に対して、産業界及び金融界は、単純に産業発展のための財政的施策を求めたわけにはいかなかった。なぜならば、各種要求の噴出は財政を膨張させ、インフレを加速し、産業の国際競争力の弱体化をもたらす結果となることが既に学習されていたからである。また、インフレ抑制、輸出増進を目指す金融引き締めに対し、正面から反対することもできなかった。なぜならば、金融引き締め政策の目標とされた物価引き下げに伴う国際収支の改善という目標は、金融界・産業界にとっても、総論としては望ましいものだったからである。したがって、論理的な帰結として、産業界及び金融界は、さしあたり財政緊縮を強力に訴えることとなった。他方、大蔵省もまた、政党に握られつつあった予算編成の主導権を取り戻すという意味でも、1954年度予算を抑制していくことが目指すべき目標となっていた¹¹¹。そして、その実現のため、国際収支改善という旗印を掲げることは、極めてアピーリングなものと考えられた。

5. 緊縮財政と経済界

金融引き締め開始とほぼ同時に、1953年10月5日、全銀協は、「通貨価値安定に関する要望」を政府に提出するとともに、経団連などに送り協力を求めた¹¹²。内容は、1953年度予算が第三四半期に巨額の撒超にのぼる恐れがあるので、通貨価値安定のため、官民一致した協力が必要であること。政府の金融引き締めに対応して、銀行も預金吸収と融資抑制に一段と努力すること。それに加えて、①1953年度補正予算、1954年度予算を極力圧縮し、均衡財政を確立し公債の発行を避けるべきこと、②重要産業の投資計画にも過剰投資、二重投資の恐れがあるので計画に再検討を加

えること、③資本蓄積対策として、消費節約運動の展開、根本的な税制改正その他を行うこと、を要望した。

これに続いて、経団連は、1953年10月27日、「財政規模の縮減に関する要望意見」を政府に提出している。内容は、「輸出の振興によって国際収支を改善し、自立経済達成の至上命題に應えるためには」、インフレを絶対に防止しなければならないが、現状のように「財政規模の増大による収支撒超の尻を長く金融面で調節することは無理を強いるもの」であるので、1954年度予算の圧縮が絶対に必要であると唱えている。

こうした要望を受けて、前述のように、金融引き締めの目的が、物価引き下げによる国際収支改善へと明確化されるとともに、大蔵省は1954年度予算圧縮方針を強めていった。『昭和財政史』によれば、大蔵省は9月頃から、1954年度「一兆円予算」キャンペーンを始め、特に「公共事業費の総花性」を指摘し、その削減を目指したという¹¹³。経団連の上記「要望意見」においても、「とくに例えば、公共事業費、食糧増産対策費等の大口歳出予算については、少額分割の総花主義を排して、効率運用をはかり、また各省補助費の節減に努める等、思い切った経費の削減を行う一方、政府事業の拡張傾向を抑止し、あるいはこれを整理して、歳入見積りに若干ゆとりのある範囲内まで既定歳出規模を大幅に圧縮せしめるよう、適切な方法をとるべきである」と述べられている。経団連が大蔵省のキャンペーンに乗せられたと見ることもできるが、逆に利用したともいえる。重要なことは、この時点で、産業界と大蔵省との利害が「財政緊縮」という点に関して強力に一致したということである。

このような状況を背景として、吉田茂首相のリーダー・シップのもと、「一兆円予算」が作成されていくこととなる¹¹⁴。出資及び投資、公共事業費及び食糧対策費、輸入食糧補

給金、社会保障関係費が大幅に削減され、さしあたり一般会計歳出額9944億円の予算が作成された。しかし、これに対して、復活折衝が行われ、他の費目の歳出を削減する一方で、社会保障関係費、公共事業費及び食糧増産対策費等の増額修正が行われて、一般会計歳出額9996億円の予算が閣議決定されて国会に提出された。国会では、改進黨が予算修正に動き、食糧増産対策費、社会保障関係費等が増額されたが、歳出額は9996億円にとどまり、「一兆円予算」の枠が守られる形で成立した。これに加えて、前年度まで増加する一方であった財政投融资計画額も総額2805億円となり、前年度実績比17%減とされた¹¹⁵。とりわけ、重点産業の優遇に関して、強い規律が課せられたのである。

この間、金融引き締めが段階的に強化されていった。これは、引き締めにも関わらず、物価がなかなか下がらなかったためである¹¹⁶。年代記的に述べれば、1953年9月の窓口指導に始まり、10月の高率適用制度の運用強化、輸入金融の優遇是正（輸入決済手形制度の適用制限、別口外貨貸付制度適用の厳格化、輸入関係スタンプ手形制度の適用制限）と続いた。翌年になって1954年1月、さらなる輸入金融の優遇是正が行われ、2月には、高率適用制度が再強化され、3月から実施された。さらに、3月には、別口外貨貸付制度の新規貸付を停止し、3月末に輸入関係スタンプ手形制度を廃止した。

以上のような金融引き締め政策は、基本的に一律の量的信用抑制であり、質的抑制を中心に行ってきた復興期の政策からの転換であった。したがって、物価上昇、国際収支不均衡に対応した「オーソドックスな金融政策への復帰を示すもの」と評価される¹¹⁷。ただし、高率適用制度の強化や輸入金融の段階的な優遇是正に加え、窓口指導や融資自主規制が行われた点などから、「オーソドックスといってもアメリカやイギリスで行われていた

ような公開市場操作を中心とする金融政策という意味ではなく、第二次大戦直後の時期に採用された、直接的規制・指導の色彩がやや弱められた程度のものであった¹¹⁸との評価もある。しかし、当時の金融界・産業界の実感では、「一律の引き締め」であり、産業向けの施策が不十分であり、「質的な考慮」がほとんどなされていないというものであった。前述したように、銀行の審査体制が不十分である以上、「一律の引き締め」は将来の成長可能性までつみ取ってしまうものと認識された。

例えば、酒井杏之助（第一勸業銀行頭取）は、以下のように述べている¹¹⁹。インフレ抑制と国際収支逆調対策のため、金融引き締めとともに銀行の融資自主規制が行われているが、「国民経済的にみて果たして何が不要不急の資金であり、また過剰投資ないし二重投資であるかを、金融界だけで判断することは、なかなかむずかしい」。したがって、政府が「日本経済自立の観点からハッキリした産業計画を持ち、この業種にはこれ以上設備新設の必要はないとか、どういう業種が国民経済的にみて過剰なり二重投資となっているとかを明示して、これを抑制する態度を決めてもらう。この線にそって政府みずからも、財政資金の投融资において、実情を再検討のうえ、無駄のないよう厳選、重点的に投融资を行う。金融界は政府のこの方針に即応して融資面で協力する態勢をととのえる、ということが必要である」と主張している。全銀協・金融問題調査会の「過剰投資問題について」と題する報告書でも、以下のような類似した見解が提示されている¹²⁰。「従来政府には、ややもすれば、主に金融を通じて産業政策を実施せんとする安易な傾向がみられるが、金融の受動的な性格からして産業政策のイニシアティブをとることは不可能である。…（中略）産業政策により企業の進むべき方向を示し、金融が自然にその方向に流れるように指導すべ

きであり、金融は進んでこれに協力することが必要である」。

このような議論を踏まえて、全銀協は、1954年3月19日、「金融引締に関しての要望」を政府・日銀等に提出した¹²¹。同「要望」では、財政緊縮、金融引き締めによるインフレ抑制、国際収支不均衡は正方針については全面的に賛意を表すとしつつ、「金融引締と併せて諸種の施策を総合的に強力に実施する必要がある。元来金融は産業界の実態に応じて動くものであるから若しこのような総合的施策を行わず、殊に商業資金需要自体を減少せしめる政策を採らずして、単に金融引締にのみ依存しようとするならば、正常の金融を受けて然るべき企業までも倒産し、或は特に中小企業の所謂金融への依存度を高め、好ましからぬ結果を生ずることにもなるであろう」と主張している。総合的施策とは、財政の圧縮（1954年度予算は、主として財政投融资の圧縮によっており消費の支出が十分に削減されていない。地方財政は前年度比で増加している）、総合的物価政策（電力料金、米価引き上げの見あわせなど）、新規設備投資抑制、金利政策への弾力性付与、外貨予算の緊縮、労働政策の確立、民間資本蓄積優遇策、金融引き締め速度の考慮、である。

全銀協は、同時に「金融引締に関して産業界に対する要望」を経団連宛てに送付した¹²²。内容は、投資・消費の抑制、国際収支改善は、「金融界の努力のみによって達せられるものではなく、実に産業界の協力に俟ってはじめて達成を期待し得るものである」として、産業界に対して「大局的見地より我国経済の重大事態に思いを致し、当局の引締方針の意義を理解し、共に目指すところを同じくして経営の合理化を促進することはもとより、新規設備投資の如きは之を再検討し、極力その圧縮乃至延期を図り、又在庫投資についてもこれを最小限に止め、真に必要な不可欠の資金以外は融資を求めざるよう格段の配慮」を求め

ている。

以上の事実から、当時の銀行をどのように位置づければよいであろうか。第一に、銀行は、企業の資金需要に追隨して貸出を行わざるを得ず、成長有望産業ないし企業を選択し、そこへ適切に資金を配分していく能力を持たなかった可能性が考えられる。そこで、政府に有望産業を選んでもらう一方で、産業界に対しては自己規律を求めたとの理解が成り立つ。すなわち、銀行が十分な審査・監視機能を持っていないとの理解である。第二に、政府の影響力が極めて強いため、たとえその時の環境条件等において銀行が有望産業・企業を選ぶことができたとしても、政府の方針次第で環境条件が大きく変化してしまい、当初最適と思われた選択がやがてそうでなくなってしまうことが予想された可能性も考えられる。すなわち、市場メカニズムのルール自体が十分に浸透しておらず、大衆の多様な要望を体現した現代国家の過剰な介入が経済を左右し、発展を阻害していたとの理解である。

実証的データが不足しているため、本稿でこれ以上議論を進めることはできない。ただ、いずれの理解をとるにせよ、銀行は、金融引き締めを機会に、受動的に融資に応じていくことで高まってきたリスクを解消することを目指し、いわゆる「選別融資」を志向した。しかし、銀行は、自身の判断による「選別融資」に自信を持ち得なかった。したがって、金融引き締めを支持しつつも、総合的な産業施策を求めたものといえる。

銀行による「産業界に対する要望」に、産業界はどう反応したのだろうか。1954年3月30日、全銀協・佐藤理事が、経団連理事会で同「要望」の趣旨を説明した¹²³。これを受けて、経団連では、産業政策委員会で検討を行った¹²⁴。その結果、金融界の申し入れに対して直接応えるというのではなく、4月1日、政府等に対して「国際収支改善のための総合施策に関する意見」を提出した¹²⁵。同「意見」

は、インフレ抑制、国際収支均衡回復のため、財政金融の引き締めが必要なことは認めるが、「財政金融面のみのデフレ政策を独断的に推進」することを批判し、総合施策が必要であるとしている。内容は、まず、「外貨予算の効率的運用と必需物資の輸入確保」及び「通貨金融政策運用の適正化」が挙げられており、具体的には量的抑制に質的考慮を加え、輸出金融への配慮、輸入金融速度を緩めること、別口外貨制度廃止など輸入金融優遇廃止の代替的措置の実施、などであり、全銀協の政府に対する要望よりもさらに踏み込んで、一部分の金融緩和を求めるものであった。これに加えて、輸出振興・外貨獲得策の積極化、消費の抑制並に資本蓄積の推進、物価政策の確立、経営合理化の推進（独禁法緩和など）、賃金の安定が求められている。

金融引き締めにあたって、「質的」な面を考慮せよとの主張は、各産業から噴出した¹²⁶。鉄鋼業界は、輸出振興を阻害するような金融引き締めは極力避けるべきであり、また鉄鋼業は戦後、重要な輸出産業に成長したのであるから、鉄鋼原材料の輸入金融に対して優遇措置が必要であると主張した¹²⁷。機械工業界は、長期的な産業構成合理化の観点から、重化学工業化ひいては機械工業の発展を重視して、質的な資金統制に移行すべきであるとしている¹²⁸。紡績業界も、国際競争力のある産業とそうでない不健全産業とを区別し、国際競争力のある綿紡績業に対して金融を十分につけるようにすべきであると主張した¹²⁹。要するに、これらの産業は、引き締めによるインフレ抑制、国際収支不均衡改善に関して、「総論賛成・各論反対」を唱え、自産業の優遇を求めたのである。

このような要望に対して、政府・日銀は金融引き締め政策を基本的に堅持した¹³⁰。上記産業のうち、鉄鋼業界は、輸入金融優遇廃止（別口外貨貸付制度廃止など）に打撃を受け、決済資金が不足することが予想されたため、

全銀協・日銀に対して何らかの配慮がなされることを訴えている¹³¹。鉄鋼業界は、当初、別口外貨貸付制度の存続を求めたが、日銀はこれに応じなかった。その後、鉄鋼業界と市中銀行との協議が行われ¹³²、結局は日銀の高率適用除外を要請するより他にないとの結論となったようである。しかし、日銀は、高率適用除外には反対し、「(1)市中銀行の鉄鋼会社に対する並手形貸出を三ヶ月約百億円とし、七-九月は高率適用の算式のうち日銀適格担保扱の手形貸付の比重を重くし、(3)実質的に市中銀行が第二次高率の適用を受ける部分を少なくすること」を内容とする若干の優遇措置を講ずることとした¹³³。これは、輸入金融優遇廃止に伴って輸入ユーザンス期間が短期化したために悪化した鉄鋼業界の資金繰りに対して一時的に対処するにとどまるものである。そして、産業界、金融界とも「総論賛成」である以上、引締め政策を覆すほどの金融・財政上の優遇を要求することはできなかった。金融引き締めは、基本的に「やりだしたら雑音にわずらわされず、初心に従って断行」¹³⁴されたのである。引締め過程で課せられることとなった産業への優遇に関する規律は、基本的にゆるがなかったものといえる。

しかし、引締めが国際収支改善を最終的な目標として掲げたこともあって、様々な輸出振興政策が登場することとなった¹³⁵。金融関係では、商社統合への金融措置が表明され、また輸出金融の優遇措置が実施された¹³⁶。また、船舶輸出の増加に伴って日本輸出入銀行の資金拡充も手当てされた。産業界の要望とはほど遠かったものの、輸出金融を優遇する若干の「質的調整」が行われたものといえることができる。その他、通産省は、原綿リンク制度、粗糖リンク制度、鉄鋼の求償貿易制度など種々の輸出振興政策を実施した。ただし、これらの輸出振興政策は、ほとんど予算措置を伴わず、有望な特定商品の輸出に対して政府が介入し、相対価格に若干の影響を与える

ことによって行われた。これは、輸出拡大と限界輸出産業の発展に、極めて効果的であった。また、重点産業のうち、海運業に対する新造船融資は大幅に削減されて過剰な優遇が排され、収益性が重視されていった¹³⁷。

6. おわりに

第二次世界大戦敗戦後、戦災のダメージを受ける一方、「現代化」させられた日本において、国家への期待が高まり、社会の諸要求が噴出した。制度改革と政局不安定という状況の下、政府はそうした諸要求に応じていくことを強いられた。産業発展を通じた持続的経済成長の実現は、そうした諸要求の中の一つであった。

産業界は、政府の投融資と税制上の優遇を強く求め、国家の役割を期待した。しかし、産業発展への強い要求の上に、さらに社会の中の他の諸要求が加わって、財政は膨張し、金融は受動的な貨幣供給に終始した。

この間、銀行は、十分な審査・監視能力を持たず、金融政策の在り方に基本的に受動的であった。将来の産業発展に関する明確なビジョンなど持ちようもなく、成長性のある産業を見出す能力にも乏しかったものと思われる。産業界も政府の優遇に依存せざるを得ず、したがって政府の産業政策のあり方が、各産業の発展に大きな影響を与える状況にあった。

産業界・金融界からなされた、産業発展促進施策への要望は、通産省などの産業管轄官庁に汲み取られ、確かに政府の重要施策の一つとして位置づけられた。しかし、それは社会の他の諸要求に比して優位を占めたわけではなかった。さらにまた、合理的根拠のある見通しに立脚して、効率的な重点産業振興策がなされたわけでもない。政府は、総体として、「発展志向型国家」を形成することを拒んだのである。むしろ諸要求を受容することで、国家は軟性化した。産業界・金融界は、

こうした軟性化傾向のもたらす弊害（インフレ圧力）に直面した。朝鮮特需のあるうちは、それは、産業の発展・近代化と生活水準の上昇に直結した。しかし、特需の漸減とともに顕在化した国際収支赤字は、財政と金融によって膨張した経済の弱体性を露呈させた。財政と金融の膨張に伴うインフレ圧力は、国際市場における価格競争力を弱めることによって、産業発展の桎梏となった。産業界・金融界は桎梏の除去を求めた。この動きに、制度変化によって失われた主導権の回復を目指す大蔵省・日銀の動きが加わって、金融引き締めと財政緊縮が実現された。当時、市場の不完全性を補完する者としての政府の役割は重要であり、これに応じて特定産業の優遇がなされていたが、1953-54年の引き締め過程において、その優遇に規律が課された。政策は、より market-oriented になった。産業発展を志向する者の視点からすれば、1950年代前半、国家に過剰な役割を背負わせることが、持続的経済成長を阻害することが学習されたのである。

[注]

- 1) Chalmers Jonson [1982] "MITI and the Japanese Miracle", Stanford University Press.
- 2) 小宮隆太郎「序章」～小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎 [1984] 『日本の産業政策』（東京大学出版会）。
- 3) Kent E. Calder [1993] "Strategic Capitalism", Princeton University Press.
- 4) 真淵勝 [1994] 『大蔵省統制の政治経済学』（中央公論社）。
- 5) Masahiko Aoki, Hyung-Ki Kim, and Masahiro Okuno-Fujiwara ed. [1996] "The Role of Government In East Asian Economic Development", Oxford University Press.
- 6) Paul R. Krugman and Maurice Obstfeld [1988] "International Economics : Theory and

- Policy”, Scott, Foresman and Company.
- 7) World Bank [1993] “East Asian Miracle”, Oxford University Press は、これに近い。
 - 8) 同書では、レントの発生と分配を制御する仕組みを重視している。
 - 9) 樋渡展洋 [1991] 『戦後日本の市場と政治』(東京大学出版会), 河野康子 [1993] 『輸出振興と政党政治』『年報・近代日本研究15 戦後日本の社会・経済政策』(山川出版社), 大嶽秀夫 [1996] 『現代日本の政治権力経済権力』(三一書房) など。
 - 10) 香西泰 [1989] 「高度成長期の経済政策」『日本経済史 8』(岩波書店) p230-231。
 - 11) 桜井毅・山口重克・佗美光彦・伊藤誠編 [1980] 『経済学Ⅱ』(有斐閣) 第Ⅱ部第3章では、多元的な利害関係が、日本経済の後進性のために、産業振興、経済成長へと収斂しやすかったと描写されている。一つの有力な解釈ではあろうが、そこに至るまでの過程が十分に分析されていない。
 - 12) 林健久・今井勝人編 [1994] 『日本財政要覧・第4版』(東京大学出版会) p75。
 - 13) 武田晴人 [1993] 「財閥と内部資本市場」～武田晴人編『企業者活動と企業システム』(東京大学出版会)。
 - 14) 岡崎哲二・吉川洋 [1993] 「戦後インフレーションとドッジ・ライン」～香西泰・寺西重郎編『戦後日本の経済改革』
 - 15) 岡崎哲二 [1993] 「企業システム」～岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』(東京大学出版会)。
 - 16) 「現代化」の進展と「近代化」への要求は、しばしば対立を伴うが、常に矛盾するわけではない。失業対策としての財政支出とそれを通じた産業発展が結びつく可能性もある。
 - 17) 海運・造船業の振興政策に関しては、石井晋 [1997] 「重点的産業振興と市場経済—戦後復興期の海運と造船」『社会経済史学』第63巻1号。
 - 18) 「オーバー・ローン」に明確な定義はないが、市中銀行の貸出が預金を超過し、恒常的に日銀借入に依存している状況というのが一般的な理解である。「オーバー・ボロウイング」とは、企業の負債に占める借入金の比率が高く、自己資本比率の低い状況をさす。客観的な基準があるわけではなく、戦前日本や英米に比して借入金比率が明らかに高いことから、注目された。
 - 19) 『経済白書 昭和25年度』p5。日本銀行百年史編纂委員会 [1985] 『日本銀行百年史 第五巻』p324-328。
 - 20) 『経済白書 昭和25年度』p11。
 - 21) 『経済白書 昭和26年度』p65, 前掲, 日本銀行百年史編纂委員会 [1985] p376-378。
 - 22) 『経済白書 昭和26年度』p65, 前掲, 日本銀行百年史編纂委員会 [1985] p380-389。
 - 23) 1950年度, 1951年度とも「超均衡予算」の方針が堅持された。1951年度予算では、社会保障費, 学術振興費とともに、政府資金の産業界への支出が増加している。これには日本開発銀行等への出資を含み、政府資金を長期資金として供給することで「オーバー・ローン」の解消が目指されたのである。『経済白書 昭和26年版』p59。
 - 24) 第5回全国銀行大会・全国銀行協会連合会通常総会における、佐藤喜一郎(全銀協会長・帝国銀行社長)の挨拶など—全国銀行協会連合会『金融』[1951年7月] p6。
 - 25) 「金融要報—融資の自主的抑制と輸入引取金融」『金融』[1951年7月] p29。
 - 26) 『金融』[1951年8月] p38, [1951年9月] p38。
 - 27) 経済団体連合会 [1963] 『経済団体連合会十年史』p816。
 - 28) 難波勝二(全銀協常務理事)「最近の貿易と為替」『金融』[1951年11月] p8, 大蔵省『銀行局金融年報 1952年版』p1。

- 29) 『経済白書 1952年度』 p126。
- 30) 総司令部経済化学局長マークットが吉田首相と日米経済協力に関して会談した際になされた声明。内容は、日本は米国の緊急調達計画に参加できるが、そのためには品質・価格を国際水準並に調整させる措置を講ずる必要があること。日本が国際金融機関に加入するために、インフレ抑制、健全財政などを早急に確立することが必要であること、などである～『朝日新聞』[1951年5月17日]。
- 31) インフレ抑制、現行為替レート堅持、米国等「民主自由国家」への経済協力の推進、経済規模の拡大、国民生活水準の維持向上を期するとして、財政収支均衡堅持、不急融資の抑制、重要物資の部分的な統制などを行うことが表明された～『朝日新聞』[1951年6月24日]。
- 32) 『経済白書 1952年度』 p127。
- 33) 『金融』[1951年9月] p35。
- 34) 大蔵省『銀行局金融年報 1952年版』 p1。
- 35) 『経済白書 1952年版』 p128。
- 36) 『金融』[1952年11月] p30。
- 37) 『金融』[1952年11月] p39。
- 38) 『金融』[1951年12月] p34。
- 39) 『金融』[1951年12月] p49。
- 40) 『金融』[1951年12月] p33。
- 41) 『金融』[1952年2月] p53。
- 42) 『金融』[1952年4月] p69。
- 43) 『金融』[1952年12月] p49。
- 44) 『金融』[1952年1月] p39。
- 45) 『金融』[1952年4月] p69。
- 46) 『金融』[1953年5月] p59。
- 47) 1951年半ば、中小企業の金融難が問題となった時、7月5日の大蔵省通達を受けて、全銀協では中小企業金融対策委員会を設置した。同委員会の検討の結果、8月4日、「中小企業に対する金融の現況とその対策」、「中小企業金融対策要綱」がまとめられた（『金融』[1951年9月] p35-36）。主要内容は、親企業に資金を融通した方が効果的であること、中小企業に対する融資を行うためには十分な産業施策や日銀による市中銀行中小企業向け金融の優遇が必要であること、等となっている。したがって、市中銀行が商業ベースに乗らない中小企業金融に積極的であったわけではない。しかし、金融界のこうしたやりとりを踏まえて、政府が中小企業金融の拡充や輸出入取引法をはじめとする独禁法適用除外法の拡充を行ったことが重要である。
- 48) 大蔵省『銀行局金融年報 1953年版』 p1。
- 49) 武田隆夫・林建久編 [1978] 『現代日本の財政金融』（東京大学出版会）「序章」、「第一章」、「第二章」。
- 50) 以下は主に、大蔵省昭和財政史室編 [1982] 『昭和財政史—終戦から講和まで 5. 歳計(1)』（筆者は、加藤陸夫、江見康一、加藤新一、宇田川璋仁）、大蔵省昭和財政史室編 [1994] 『昭和財政史 昭和27-48年度 3. 予算(1)』（筆者は、神野直彦）を参照。
- 51) 「池田大蔵大臣の財政に関する演説」（1951年1月26日）～大蔵省印刷局編 [1972] 『大蔵大臣財政演説集』 p622-631。
- 52) 竹原憲雄 [1988] 『戦後日本の財政投融资』 p125。
- 53) 経済団体連合会『経済連合』[1952年5月] p27。
- 54) 「第6回全国銀行大会並に全国銀行協会連合会昭和27年度通常総会」『金融』[1952年8月]。
- 55) 『経済連合』[1952年12月] p21-22。
- 56) 那須正彦 [1987] 『現代日本の金融構造』（東洋経済新報社）第3章。
- 57) 1952年初頭に独自の「オーバー・ローン」克服論を提示した石橋湛山は、同様の見解から、「オーバー・ローンの本質は決して不健全ではない」と述べている～『東洋経済新報』[1952年1月19日] p16-23、「座談

- 会 オーバー・ローン如何にして克服するか―石橋湛山氏を囲む質疑応答』『金融』[1952年3月] p5。
- 58) 『経済連合』[1952年1月] p31-34。
- 59) こうした見解をより歴史的に敷衍して述べるならば次のようになる。戦時期から戦後にかけて、証券市場はマイナーな存在となり、銀行貸出の割合は急激に上昇していった。また、戦災、戦時補償打ち切り、戦後インフレーションに伴う資産の食いつぶし、などによって企業の自己資本は大きく低下した。このため、民間銀行は、企業の長期資金需要に応じていくことができず、復興金融金庫が設立され、長期資金の大部分が供給されることとなった。しかし、ドッジ・ラインの一環として復金新規融資が停止され、さらに「超均衡財政」が実施されると、資金需給が逼迫した。政府からは見返資金によって若干の長期資金が供給されたが、多くの企業は市中銀行からの借りに頼るはかなくなった。そこで、市中銀行が貸出に応じ、預金でまかなえない不足分の借りに日銀が受動的に応じたことによって「オーバー・ローン」が発生した。
- 60) 「第6回全国銀行大会並に全国銀行協会連合会昭和27年度通常総会」における、酒井杏之助（全銀協会長）の挨拶（『金融』[1952年8月] p4-6）、及び、千金良宗三郎（千代田銀行頭取）「金融財政今後のあり方」『金融』[1952年12月] p3-5、など。
- 61) 伊藤修 [1995] 『日本型金融の歴史的構造』（東京大学出版会）p120-123。
- 62) 大蔵省は、また、「不健全性」な金融システムの整備をも試みた。その内容は、大口融資規制の導入、大蔵大臣の権限強化と日銀政策委員会の改革など統制を強める性格のものであり、銀行法改正案、日銀法改正案、臨時金利調整法改正案として提示された。金融界は、金融システムの安定性を高めるためであるという大口融資規制導入の趣旨には賛意を表したものの、時期尚早との立場をとった。他方、大蔵大臣の権限強化に対しては強く反対した。このため、これらの改革はさしあたり実現しなかった。
- 63) 金融問題調査委員会「日本開発銀行について」『金融』[1953年9月] p18。
- 64) 前掲、石井晋 [1997]。
- 65) 竹沢正武「昭和28年の金融状況の回顧」『金融』[1954年1月] p20。
- 66) 大蔵省『銀行局金融年報 1954年版』p25。預金保険制度は、銀行の反対が強く、その創設は先送りされた。
- 67) 『経団連月報』[1954年3月] p34、『金融』[1954年4月] p66。
- 68) 前掲、日本銀行百年史編纂委員会 [1985] p583-585。
- 69) 大蔵省昭和財政史室編 [1991] 『昭和財政史 昭和27-48年度 9. 金融(1)』（筆者は、堀内昭義）p100-101。
- 70) 大蔵省『銀行局金融年報 1954年版』p25。
- 71) 大蔵省『銀行局金融年報 1952年版』p400。
- 72) 大蔵省『銀行局金融年報 1952年版』p402。
- 73) 以上は、大蔵省検査による銀行の実態描写である。これがどれだけ実態を反映しているのか定かではない。金融システムの安定性に責任を負う検査機関の報告が、実態をより悪く記述するとは考えにくいことから、銀行の審査・監視・リスク管理の体制にかなりの問題があったことは確かであろう。
- 74) 大蔵省『銀行局金融年報 1954年版』p439-441。
- 75) 大蔵省『銀行局金融年報 1954年版』p441。
- 76) 大蔵省『銀行局金融年報 1954年版』p442。

- 77) 大蔵省『銀行局金融年報 1954年版』p480。
- 78) 大蔵省『銀行局金融年報 1954年版』p439-441。
- 79) これについて、実証的な検討は今後の課題としたい。
- 80) 『経済白書 1954年度』p1。
- 81) 1953年後半以降、輸入が急増しているが、これは外貨漸減に伴って、将来の輸入規制が予想された影響が大きい。
- 82) 『経済白書 1954年度』p31。
- 83) 日本銀行『本邦経済統計 1955年版』。
- 84) 前掲、大蔵省昭和財政史室編 [1994]「第2章 昭和28年度の予算」。
- 85) 『朝日新聞』[1952年8月2日]。
- 86) 1952年10月、第4次吉田内閣成立とともに、蔵相が交代した。
- 87) 『朝日新聞』[1952年11月14日]。
- 88) 『朝日新聞』[1952年12月11日]。
- 89) 『朝日新聞』[1952年12月18日]。
- 90) 『朝日新聞』[1952年12月26日]。
- 91) 『朝日新聞』[1952年12月31日]。
- 92) 『朝日新聞』[1953年1月11日]。
- 93) 『経団連月報』[1953年1月27日] p28。
- 94) 前掲、大蔵省昭和財政史室編 [1994]「第2章 昭和28年度の予算」。
- 95) 前掲、大蔵省昭和財政史室編 [1994]「第2章 昭和28年度の予算」。
- 96) 1953年度は、台風災害などもあったため、この後3次にわたる補正予算が成立している。こうした「ばらまきの」予算と経済成長との関連については、今度の検討課題である。
- 97) 前掲、真淵勝 [1994] p159-164。
- 98) 「座談会・予算の膨張傾向と現行国会制度」『経団連月報』[1953年12月] p16。座談会参加者は、自由党政調会副会長・水田三喜男、太田正孝、日本長期信用銀行頭取・原邦道、経団連副会長・帝国銀行社長・佐藤喜一郎、衆議院事務局法制局長・西沢哲史郎、日本輸出入銀行総裁・山際正道、早稲田大学教授・大西邦敏、経団連副会長・植村甲午郎である。
- 99) 開銀の貸付資金は1952年度の583億円から、1953年度は900億円となった。原資のうち、52年度に130億円あった政府出資が姿を消し、資金運用部資金の投入と産業投資特別会計からの借り入れが大幅に増加した～前掲、竹原憲雄 [1988] p126。
- 100) この時期、消費と投資の拡大が生じており、そうした実体面からのインフレ圧力もあった。ただし、ここではインフレーションの要因分析はさして重要ではない。現実インフレ傾向が強まり、利害関係者の多くがその要因として過度の信用膨張と財政膨張を重視したということに注目しておけば十分である。
- 101) 『経団連月報』[1953年6月] p25。
- 102) 『金融』[1953年8月] p6。
- 103) 7月25日、参議院予算委員会における蔵相の答弁～「小笠原蔵相の財政・金融政策に関する国会答弁」『金融』[1953年9月] p37。
- 104) 前掲、日本銀行百年史編纂委員会 [1985] p447-448。
- 105) 日本銀行金融研究所編 [1990]『日本金融史史料 昭和統編 第二十一巻』p219。
- 106) 一万田尚登「大阪での金融機関代表者との懇談会席上における講演並に質疑応答」(1953年11月10日)～前掲、日本銀行金融研究所編 [1990] p384。
- 107) 同上、及び、一万田尚登「本支店事務協議会における談話要旨」(1954年2月19日)～前掲、日本銀行金融研究所編 [1990] p221。
- 108) 金融引き締めが国際収支改善を目指して実施されるようになったのは、MSA協定締結に際して米国側から強く要請されたからだともいわれる～経済企画庁戦後経済史編纂室 [1959, 復刻版1992]『戦後経済

- 史 3. 財政金融編】(原書房) p225。
- 109) 『金融』 [1953年11月] p80。
- 110) 金井滋直(経団連産業政策委員長・興国人絹バルブ社長)「金融引締と産業界」『金融』 [1954年2月] p5など。
- 111) 前掲, 大蔵省昭和財政史室編 [1994] 「第3章 昭和29年度の予算」。
- 112) 『金融』 [1953年11月] p81。
- 113) 前掲, 大蔵省昭和財政史室編 [1994] p138。
- 114) 前掲, 大蔵省昭和財政史室編 [1994] 「第3章 昭和29年度の予算」。以下, 1954年度予算に関しては, 特に断らない限り同書による。
- 115) しかし, 地方財政は逆に膨張したため, 以後数年間, 大きな問題としてクローズ・アップされてくることとなる。
- 116) 大月高監修 [1985] 『実録・戦後金融行政史』 p341, 前掲, 日本銀行百年史編纂委員会 [1985] p450-457。
- 117) 前掲, 日本銀行百年史編纂委員会 [1985] p465
- 118) 前掲, 大蔵省昭和財政史室編 [1991] p70。
- 119) 酒井杏之助「最近の金融事情と融資規制」『経団連月報』 [1953年12月] p4-6。
- 120) 『金融』 [1954年2月] p9-12。
- 121) 『金融』 [1954年4月] p54-55。
- 122) 『金融』 [1954年4月] p55。
- 123) 『金融』 [1954年4月] p60。
- 124) しかし, どのような検討が行われたのかについては, 資料が残されておらず, 詳細は不明である。
- 125) 『経団連月報』 [1954年5月] p24-26。
- 126) 「金融引締と各業界・特集」『経団連月報』 [1954年6月] p14。
- 127) 渡辺義介(日本鉄鋼連盟会長・八幡製鉄社長)～「金融引締と各業界・特集」『経団連月報』 [1954年6月] p18。
- 128) 倉田主悦(日本機械工業会会長・日立製作所社長)～「金融引締と各業界・特集」『経団連月報』 [1954年6月] p24。
- 129) 阿部孝次郎(日本紡績協会委員長・東洋紡績社長)～「金融引締と各業界・特集」『経団連月報』 [1954年6月] p26。
- 130) 前掲, 日本銀行百年史編纂委員会 [1985] p462-463。
- 131) 『金融』 [1954年5月] p60。
- 132) 『金融』 [1954年6月] p74。
- 133) 『金融財政事情』 [1954年6月28日] p3。
- 134) 前掲, 大月高監修 [1985] p340。
- 135) 石井晋 [1995] 「高度経済成長前夜の輸出振興政策—鉄鋼業を中心として—」『社会経済史学』 第61巻3号。
- 136) 『金融財政事情』 [1954年7月26日] p6-7。
- 137) 前掲, 石井晋 [1997]。